



2022年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社ユアテック  
代表者名 取締役社長 社長執行役員 太田 良治  
(コード：1934、東証第1部)  
問合せ先 常務執行役員総務部長 日野 邦光  
(TEL：022-296-2111)

### 譲渡制限付株式報酬制度の内容決定に関するお知らせ

当社は、2021年11月24日公表の「譲渡制限付株式報酬の導入に関するお知らせ」において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、本制度に関する議案を2022年6月開催予定の第108回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することをお知らせしております。

今般、本日開催の取締役会において、本制度の内容を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することについて、株主のみなさまのご承認を得られることを条件としております。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）および取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な企業価値の向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度の導入にあたり、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することについて株主のみなさまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は、1991年6月26日開催の第77回定時株主総会において、月額報酬「2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）」、2007年6月27日開催の第93回定時株主総会において、賞与「定款に定める員数枠（取締役15名以内）にお

ける上限額として1億円（社外取締役は支給対象外）」とご承認をいただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の額を設定すること、ならびに本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を当該報酬枠とは別枠にて設定することについて、株主のみなさまにご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬等諮問委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上